

◎新潟県告示第223号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

令和元年7月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	3者	下関1905番ほか6筆 0.8ha
阿賀野市	3者	小浮坂ノ下936番ほか67筆 5.8ha
胎内市	3者	山屋大谷地1463番ほか12筆 3.0ha
聖籠町	3者	次第浜内良道3683番2ほか2筆 1.0ha
新潟市	1者	北区濁川3250番ほか8筆 0.4ha
燕市	1者	笈ヶ島向島5195番ほか1筆 1.4ha
長岡市	3者	百束町（土地改良）3440番1ほか8筆 1.9ha
小千谷市	8者	三仏生5449番ほか49筆 7.6ha
南魚沼市	73者	長森新田宇田川端9番1ほか590筆 67.8ha
十日町市	2者	上新井567番1ほか1筆 0.4ha
上越市	11者	青野33番ほか24筆 7.1ha
佐渡市	13者	新穂潟上687番3ほか42筆 6.6ha
合 計	124者	822筆 103.8ha

2 申請年月日

令和元年6月25日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。